改正後

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

一　自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二　銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三　信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ　会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ　標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ニ　内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項

(1)　信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のＥＡＤ（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がＥＡＤの総額に占める割合

(2)　内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3)　内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i)　資産区分ごとの格付付与手続

(ii)　パラメーター推計（ＰＤ、ＬＧＤ及びＥＡＤの推計をいう。）及びその検証体制

(iii)　内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合		
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

改正前

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　使用する内部格付手法の種類

(2)　内部格付制度の概要

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する場合に限る。）

(v)　居住用不動産向けエクスポージャー

(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii)　その他リテール向けエクスポージャー

三　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

四　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

五　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要